

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「三綱領」を企業理念とし、公明正大を旨とする企業活動を通じ、継続的に企業価値の向上を図るとともに、食と暮らしの明日を創造し、豊かな社会の実現に貢献することが、株主の皆様や取引先様等ステークホルダーのご期待に応えるものと認識しています。この考えのもと、経営の健全性・透明性・効率性を確保するために、監査役制度を基礎として、独立役員を含む社外役員の選任による経営監督機能を強化するとともに、執行役員制度の導入等による意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図る等、コーポレート・ガバナンスの継続的強化を経営上の重要課題と位置付け、体制の構築に努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】 議決権の電子行使の環境作り、招集通知の英訳
機関投資家及び海外投資家の議決権行使の利便性向上のため、2016年の定時株主総会からの議決権電子行使プラットフォームの採用及び招集通知の英訳を検討しています。

【原則3-1(5)】 経営陣幹部の選任と役員候補の指名方針と手続を踏まえた個々の選任・指名についての説明
社外取締役・社外監査役候補者の選任理由については、「株主総会招集ご通知」の参考書類及び本報告書II.1「機関構成・組織運営等に係る事項」の【取締役関係】及び【監査役関係】をご参照ください。
社外取締役・社外監査役以外の取締役・監査役候補者については、今後、取締役会が株主総会に提案する場合には、「株主総会招集ご通知」の参考書類において当該候補者の選任理由を開示します。

【原則4-7】 独立社外取締役の役割・責務

【原則4-8】 独立社外取締役の有効活用(2名以上の選任)

【補充原則4-8-1】 独立社外取締役の客観的な立場に基づく情報交換・認識共有

【補充原則4-8-2】 独立社外取締役による、経営陣や監査役会との連携に係る体制整備

【原則4-9】 独立社外取締役の独立性判断基準の策定、開示

【原則4-10】 任意の仕組みの活用による、統治機能の更なる充実

【補充原則4-10-1】 諮問委員会設置等による、指名・報酬等への独立社外取締役の関与・助言
(上記4-7から4-10-1まで同理由)

当社の事業活動に関し、業務執行者から独立した立場で広範かつ高度な助言を行うことのできる候補者の検討を進めています。

あわせて、独立社外取締役が企業価値向上に寄与するための環境の整備や独立性の判断基準の整備についても検討を進めています。

【補充原則4-11-3】 取締役会全体の実効性に関する分析・評価、結果の開示

取締役会は、十分な知識・経験・能力を有した者で構成され、社外取締役・社外監査役は、期待する監督・監査機能を果たす意見を述べており、取締役会の実効性は確保されていますが、今後は、より客観性を高めるため、実効性の分析・評価を行う仕組み及びその結果の概要の開示について、検討していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】 いわゆる政策保有株式に関する方針・議決権行使基準の開示等

■ 当社の政策保有に関する方針

中長期的な視点で当社の企業価値向上を図るために、取引先との関係強化の観点等を踏まえ、必要と判断した場合に限り、上場株式を保有することとしています。

■ 政策保有株式に係る議決権行使の基準

会社提案の内容が当社の企業価値向上に資するかどうかを適切に判断し、議決権を行使しています。

【原則1-7】 関連当事者間の取引の枠組み開示、取締役会による手続の監視

取締役の利益相反取引については、社内規定にて取締役会の事前承認を得ることとなり、承認後は取締役会にて定期的に報告する体制となっています。

また、親会社である三菱商事株式会社との取引については、本報告書I.4「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」をご参照ください。

【原則3-1(1)】 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

■ 企業理念

当社は、三菱グループ共通の理念である『三綱領』を企業理念とした上で、当社の事業に合わせ、『「中間」から「中核」へ。食と暮らしの明日を創造する』を当社の企業ミッションとしています。

■ 経営戦略・経営計画

当社は、2012年度からの経営計画として『中期経営計画2015』を策定しました。

食の豊かさと効率性を両立させ、食文化の豊かさと多様なライフスタイルを支えることを基本方針とし、流通の「最適解」を提供する中核企業として、進化戦略、成長戦略、拡大・深耕戦略、及びこれら事業戦略を支える経営基盤の強化を展開することにより、当社の価値向上を図ることとしています。

『中期経営計画2015』の詳細は当社ホームページに掲載していますので、以下URLをご参照下さい。

<http://www.mitsubishi-shokuhin.com/corporate/plan.html>

【原則3-1(2)】コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

■基本的な考え方

当社は、「三綱領」を企業理念とし、公明正大を旨とする企業活動を通じ、継続的に企業価値の向上を図るとともに、食と暮らしの明日を創造し、豊かな社会の実現に貢献することが、株主の皆様や取引先様等ステークホルダーのご期待に応えるものと認識しています。この考えのもと、経営の健全性・透明性・効率性を確保するために、監査役制度を基礎として、独立役員を含む社外役員の選任による経営監督機能を強化するとともに、執行役員制度の導入等による意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図る等、コーポレート・ガバナンスの継続的強化を経営上の重要課題と位置付け、体制の構築に努めています。

■基本方針

上記の基本的な考え方に従い、当社では取締役会・監査役会の構成、取締役・監査役候補者の選任方針、役員報酬については、社外取締役・社外監査役を含めた取締役会で審議を行い、経営監督の実効性を確保する体制を整備しています。また、株主の権利を尊重し、適切な権利行使のための環境や、株主・投資家との対話を積極的に行う体制を整備するとともに、経営計画に関する情報、定量的な財務情報、コーポレート・ガバナンスや環境・CSR等の非財務情報の開示を適時・適切に行う等、ステークホルダーのご期待に応えるべく取り組む方針としています。

以上の基本的な考え方・基本方針に基づく具体的な方針や取組みについては、本報告書の各項目をご参照ください。

【原則3-1(3)】経営陣幹部・取締役報酬の決定方針と手続

取締役の報酬は、日本における同程度規模の主要企業と比較を行った上で、業績に見合った水準としており、職位別に設けられた一定の基準に、会社の業績や個人の成果等を加味して決定しています。決定方法については、2007年3月開催の定時株主総会で報酬枠を年額5億円以内として支給することを決議しており、報酬枠の範囲内において、取締役報酬は取締役会の決議で、監査役報酬は監査役の協議で、それぞれ個別の報酬額を決定しています。

【原則3-1(4)】経営陣幹部の選任と役員候補の指名方針と手続

当社は、取締役・監査役を次の考え方で選任しています。

また、個別の人事案については、取締役会で決定することとしています。

■取締役

当社の取締役は、食品流通業界において広範かつ多角的な事業を行う当社における適切な意思決定・経営監督の実現を図るため、社内及び社外から、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者を複数選任することとしています。

具体的には、取締役(社内)は、業務執行の最高責任者である社長の他、各事業分野を担う執行役員や管理部門を担当する執行役員の中から選任し、また、社外取締役は、豊富な経験に基づく、客観的かつ専門的な視点を持つ者の中から選任することとしています。

■監査役

当社の監査役は、監査を通じて会社の健全な経営発展と社会的信頼の向上を実現するため、社内及び社外から、監査に必要となる豊富な経験と高度な専門性を有する者を複数選任することとしています。

具体的には、監査役(社内)は、全社経営や財務・会計・リスク管理その他の知識・経験を持つ者から選任し、また、社外監査役は、様々な分野に関する豊富な知識・経験を有する者から選任することとしています。

【補充原則4-1-1】取締役会から経営陣に対する委任の範囲の明確化、概要の開示

法令及び定款の規定により取締役会の決議を要する事項並びに経営上の重要事項については、取締役会で決議することとしており、特に投融資案件については、所定の金額基準を定めて取締役会で審議・決定しています。

取締役会決議事項を除く業務執行については、意思決定の迅速化の観点から、取締役会が定める業務分担に従い最高経営責任者である社長を含め執行役員に委ねることとしています。その内、特に重要な業務執行は役付執行役員で構成する経営会議により審議の上、社長が決定しています。

【補充原則4-11-1】取締役会の構成、取締役の選任に関する方針・手続の開示

取締役会は、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っており、取締役(社内)の豊富な経験、高い見識、高度な専門性と社外取締役の実践的、客観的かつ専門的な視点を活かすことにより、適切な意思決定・経営監督の実現を図っています。現在、社外取締役1名を含む計7名で構成しており、社外監査役3名を含む監査役4名も出席しています。

取締役会の構成と取締役候補者の選任方針・手続は、取締役会で次のとおり決定しています。

■取締役会の構成・取締役候補者の選任方針

食品流通業界において広範かつ多角的な事業を行う当社における適切な意思決定・経営監督の実現を図るため、社内及び社外から、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者を複数選任しています。

具体的な取締役候補者の選任方針は、取締役(社内)は、業務執行の最高責任者である社長の他、各事業分野を担う執行役員や管理部門を担当する執行役員の中から選任しています。また、社外取締役は、豊富な経験に基づく、客観的かつ専門的な視点を持つ者の中から選任しています。原則として、取締役の総数は12名以内としています。

■取締役候補者の選任手続

上記の取締役の選任方針に沿って適切な候補者を選定し、取締役会で決議の上、株主総会に付議しています。

【補充原則4-11-2】社外役員を含む取締役・監査役の兼任状況の開示

取締役及び監査役の他の上場会社の役員の兼任状況は、定時株主総会招集通知の参考書類(候補者の場合)や事業報告等にて開示していますので、以下URLをご参照ください。

http://www.mitsubishi-shokuhin.com/ir/stock/shareholders_meeting.html

【補充原則4-14-2】取締役・監査役に対するトレーニング方針の開示

常勤の取締役・監査役及び就任予定者は、顧問弁護士から役員としての役割と責務、法改正の動向等の概要について説明を受ける場を設けて

おり、更に新任役員は、就任に際し外部セミナーを受講し、善管注意義務等に関する理解を深めています。
社外取締役・社外監査役に対しては、就任前に当社の事業、組織等に関する説明を行っており、就任後においても事業所視察や展示会等、当社事業を理解する機会を提供し、取締役会資料以外にも必要に応じ十分な情報を提供しています。
なお、トレーニングに係る費用は会社負担としています。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針策定、開示
株主・投資家の皆様との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は、以下のとおりです。

1. 建設的な対話に係わる取締役の指定
株主・投資家の皆様との対話窓口であるIR室を管轄する職能担当役員・CFOが統括的な役割を担っています。
2. 対話を補助するIR担当と社内各部門との有機的な連絡のための方策
IR専任部署（IR室）が事務局を担当する「適時開示委員会」を設置しています。同委員会は、社長が任命する情報取扱責任者を委員長とし、広報、総務、経理部門等、子会社情報を含め、全ての重要な会社情報が集約される部門長にて構成されており、定期的に協議・検討を行っています。
3. 個別面談以外の対話の手段の充実に係る取組み
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、社長をはじめとする経営幹部による対話等の取組みを推進しています。
- (1)株主総会
株主に対する説明責任を果たす場と位置付け、株主総会招集通知等での積極的な情報開示の他、当日の総会の中では事業報告に関する映像投影を行うとともに、株主からの質問に対する丁寧な説明に努めています。
- (2)投資家との対話
社長・CFO等によるアナリスト・機関投資家向け決算説明会を年2回開催しており、そのプレゼンテーションの内容を当社ホームページに掲載している他、アナリスト・機関投資家向けに物流センターを中心とした施設見学会を年2回開催しています。
また、Webサイト上に業績や事業内容、経営方針等を掲載し、情報開示の充実に努めています。
4. 経営に対するフィードバック
株主・投資家の皆様との対話から得た株主の意見・懸念等については、必要に応じて、職能担当役員・CFOを通じて経営陣へフィードバックするとともに、重要な事項が発生した場合は取締役会に報告します。
5. 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策
株主・投資家の皆様との対話に当たっては、「コンプライアンス行動指針」や「インサイダー取引規制規程」において、会社情報の適切な取扱いについて定め、社内に周知することで、インサイダー情報の管理に努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	35,416,459	60.93
日本水産株式会社	809,330	1.39
味の素株式会社	803,400	1.38
日清食品ホールディングス株式会社	803,400	1.38
株式会社ニチレイ	700,000	1.20
マルハニチロ株式会社	686,486	1.18
CLEARSTREAM BANKING S.A	680,100	1.17
麒麟麦酒株式会社	680,000	1.16
サントリー酒類株式会社	669,506	1.15
ハウス食品グループ本社株式会社	603,400	1.03

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	三菱商事株式会社（上場：東京）（コード）8058

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月

業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社である三菱商事株式会社との取引につきましては、主に当社の販売する食料品の仕入れがありますが、同社からの商品の仕入れについて、価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝のうえ、適正に決定しており、少数株主に不利益を与えることのないように対応しています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は三菱商事株式会社の子会社であり、同社は当社の議決権の62.0%(間接所有を含む)を保有しています。
当社は三菱商事生活産業グループの中核企業として、食品流通部門において中心的役割を果たしており、情報の共有化、企業集団としての連携を図る一方、三菱商事株式会社は食品流通における「総合商社機能」を、当社は「中間流通機能」を発揮し、それぞれが独立性を保ち、役割・機能を分担することで、食品流通全体の最適化を目指しています。
また、当社の社外取締役1名は同社の常務執行役員、社外監査役1名は同社の従業員です。

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
垣内威彦	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
垣内威彦		——	親会社の常務執行役員を務めており、同社での豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営全般に助言をいただくことで、当社の経営体制が更に強化できると判断したためです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	4 名
--------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から監査計画の概要について説明を受け、四半期レビュー、期末監査について説明聴取し、報告書を受領しています。また、この他会計監査人による現場監査への同行、立会い、定期的な意見交換を行っています。なお、会社計算規則第131条(会計監査人の職務の遂行に関する事項)に基づき、会計監査人の独立性に関する報告を随時受けています。監査役と内部監査部門との間では、書類・情報の交換等の日常の連携に加え、監査計画、業務分担に従い、内部監査に立会う等連携強化を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
川口和哉	他の会社の出身者													
神垣清水	弁護士													
伊藤和雄	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川口和哉		――	親会社での豊富な経験と高い見識に基づき、適切な助言を得ることにより監査体制の強化を図ることができると判断したためです。
神垣清水	○	昭和48年4月東京地方検察庁検事 平成2年4月法務省刑事局参事官 平成11年4月東京高等検察庁刑事部長 平成11年12月最高検察庁検事 平成12年10月那覇地方検察庁検事正 平成14年6月宇都宮地方検察庁検事正 平成15年9月最高検察庁総務部長 平成16年12月千葉地方検察庁検事正 平成17年8月横浜地方検察庁検事正 平成19年7月公正取引委員会委員 平成24年7月弁護士登録 平成24年7月日比谷総合法律事務所入所(現任)	弁護士としての経験・知識に基づき、客観的・中立的な立場から、当社の監査役としての責務を果たしていただけると判断したためです。
伊藤和雄		――	親会社での豊富な経験と高い見識に基づき、適切な助言を得ることにより監査体制の強化を図ることができると判断したためです。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
その他独立役員に関する事項	

当社において、独立役員の資格を充たす社外役員は1名であり、当社は当該社外役員を独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明 更新	

取締役の報酬については、固定報酬(基本報酬)に加え、全社業績目標の達成度及び個人業績と連動させた変動報酬(賞与)としています。当社は、株式報酬型ストックオプション等の報酬は導入していませんが、賞与において中期経営計画における目標の達成度合等を反映させ支給額を決定しています。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

- 1. 取締役(社外取締役を除く)
 - a. 対象となる役員の員数 7名
 - b. 報酬等の総額 244百万円(内、基本報酬201百万円、賞与42百万円)
- 2. 監査役(社外監査役を除く)
 - a. 対象となる役員の員数 2名
 - b. 報酬等の総額 22百万円(基本報酬)
- 3. 社外役員
 - a. 対象となる役員の員数 4名
 - b. 報酬等の総額 43百万円(基本報酬)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役の報酬は、日本における同程度規模の主要企業と比較を行った上で、業績に見合った水準としており、職位別に設けられた一定の基準に、会社の業績や個人の成果等を加味して決定しています。決定方法については、2007年3月開催の定時株主総会で報酬枠を年額5億円以内として支給することを決議しており、報酬枠の範囲内において、取締役報酬は取締役会の決議で、監査役報酬は監査役の協議で、それぞれ個別の報酬額を決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役には、取締役会開催前に事前説明及び資料配布がされており、非常勤の社外監査役には、当社常勤監査役から事前説明をしています。また、社外取締役・社外監査役へのサポート窓口を設定しており、社外取締役や社外監査役が求める情報を適確に提供しています。なお、社外取締役・社外監査役に対しては、就任前に当社の事業、組織等に関する説明を行っており、就任後においても事業所視察や展示会等、当社事業を理解する機会を提供し、取締役会資料以外にも必要に応じ十分な情報を提供しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役制度を採用しており、取締役会と監査役、監査役会により、取締役の業務執行の監視・監督及び監査を行っています。

■取締役会

取締役会は、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っており、取締役(社内)の豊富な経験、高い見識、高度な専門性と社外取締役の実践的、客観的かつ専門的な視点を活かすことにより、適切な意思決定・経営監督の実現を図っています。現在、社外取締役1名を含む計7名で構成しており、社外監査役3名を含む監査役4名も出席しています。

取締役会の構成と取締役候補者の選任方針・手続は、取締役会で次のとおり決定しています。

1. 取締役会の構成、取締役候補者の選任方針

食品流通業界において広範かつ多角的な事業を行う当社における適切な意思決定・経営監督の実現を図るため、社内及び社外から、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者を複数選任しています。

具体的な取締役候補者の選任方針は、取締役(社内)は、業務執行の最高責任者である社長の他、各事業分野を担う執行役員や管理部門を担当する執行役員の中から選任しています。また、社外取締役は、豊富な経験に基づく、客観的かつ専門的な視点を持つ者の中から選任しています。原則として、取締役の総数は12名以内としています。

2. 取締役候補者の選任手続

上記の取締役の選任方針に沿って適切な候補者を選定し、取締役会で決議の上、株主総会に付議しています。

3. 取締役会の審議内容

法令及び定款の規定により取締役会の決議を要する事項並びに経営上の重要事項については、取締役会で決議することとしており、特に投融資案件については、所定の金額基準を定めて取締役会で審議・決定しています。

■監査役会

監査役会は、法令や定款・諸規程等に基づき、取締役の意思決定の過程や職務執行状況の監査を実施しています。監査役(社内)の高度な専門性と豊富な経験に基づく視点、社外監査役の中立的・客観的な視点から監査を行うことにより、経営の健全性を確保しています。現在、社外監査役3名を含む計4名で構成しています。

1. 監査役会の構成、監査役候補者の選任方針

当社の監査役は、監査を通じて会社の健全な経営発展と社会的信頼の向上を実現するため、社内及び社外から、監査に必要となる豊富な経験と高度な専門性を有する者を複数選任することとしています。

具体的には、監査役(社内)は、全社経営や財務・会計・リスク管理その他の知識・経験を持つ者から選任し、また、社外監査役は、様々な分野に関する豊富な知識・経験を有する者から選任することとしています。

2. 監査役候補者の選任手続

上記の監査役の選任方針に沿って適切な候補者を選定し、監査役会の同意を得た後、取締役会で決議の上、株主総会に付議しています。

■業務執行

当社は、業務執行を行う役員の機能・責任の明確化のため、執行役員制度を導入しています。

取締役会決議事項を除く業務執行については、意思決定の迅速化の観点から、取締役会が定める業務分担に従い最高経営責任者である社長を含め執行役員に委ねることとしています。その内、特に重要な業務執行は役付執行役員で構成する経営会議により審議の上、社長が決定しています。

■監査役監査、内部監査、会計監査の状況

監査役は、会計監査人から監査計画の概要について説明を受け、四半期レビュー、期末監査について説明聴取し、報告書を受領しています。また、この他会計監査人による現場監査への同行、立会い、定期的な意見交換を行っています。なお、会社計算規則第131条(会計監査人の職務の遂行に関する事項)に基づき、会計監査人の独立性に関する報告を随時受けています。

監査役と内部監査部門との間では、書類・情報の交換等の日常の連携に加え、監査計画、業務分担に従い、内部監査に立会う等連携強化を図っています。

■責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役神垣清水氏との間に、会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結しています。責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対して損害賠償責任を負うこととしています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制を整備し、必要な施策を適宜実施していくことを経営上の最も重要な課題の一つに位置づけています。

当社においては、社外取締役1名と社外監査役3名により業務執行の監視・監督及び監査機能が十分に機能しており、透明性の高い企業経営の管理・統制が確保されていることから、当該体制を採用しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知は法定期限より2営業日早い発送としています。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日の2営業日前に開催しています。
その他	株主総会のビジュアル化を実施しています。 招集通知を当社ホームページに掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を年2回(期末、第2四半期末)開催する等、当社への理解を深めていただく様、積極的に活動しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	代表者のメッセージ、ニュースリリース、決算短信、事業報告等を掲載し、幅広くかつ平等な情報提供を心がけています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、三菱グループ共通の理念である「三綱領」の下、企業ミッションとして『「中間」から「中核」へ。食と暮らしの明日を創造する。』を掲げ、従来の「中間流通業」の枠を超え、食と暮らしのバリューチェーンの「中核」を担う企業として、明日を創造し、豊かな社会の実現に貢献することにより、株主の皆様や取引先様等ステークホルダーの期待に応える方針としています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、企業が果たすべき責任として、環境への取組みを経営の最重要課題の一つとして捉え、「環境・CSR委員会」を設置し、食の安全・安心・豊かさを育む社会をめざし取り組んでいます。具体的な対応として、ISO14001環境マネジメントシステムの認証取得と運用継続、オフィス、物流センターのエネルギー使用量及びCO2排出量削減、発生抑制はもとより従来廃棄処理していた食品廃棄物をリサイクルすることで食品リサイクル率向上に努めています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、企業経営の透明性、公平性を高めるため、会社情報や財務情報を積極的かつ適時に情報開示することを基本として、株主及び投資家の皆様に対し、常に必要な情報を適確・迅速に提供するため、広くIR活動を推進し、情報公開に努めています。また、当社及び当社グループにおける重要事項を網羅的に集約し、情報開示の適時性・適正性を確保するため、情報取扱責任者を委員長とし、関係各グループマネージャー、室長をメンバーとする「適時開示委員会」を設置し、適時開示体制を整備しています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、下記の「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議し、体制整備を図りました。今後は、本方針に基づき実行するとともに、更なる体制の充実を図っていきます。

「内部統制システムの整備に関する基本方針」

当社は、内部統制システムを整備し運用することが経営上重要な課題であると考え、取締役会において以下の基本方針を決定し、当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」）の業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、企業価値の維持・増大につなげ、社会的信頼の獲得と機能のさらなる拡充、業績の向上に努めるものであります。

本方針は、当社の全役職員（顧問、嘱託、出向者を含む）に適用されます。また、業務委託契約及び派遣契約等に基づき、当社の事業所に常駐し、勤務する者にもそれぞれ準用されます。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）当社は、業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、企業価値の維持・向上を図るために、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会、適時開示委員会、環境・CSR委員会を設置する。

（2）当社は、企業理念を念頭に事業活動を行うとともに、法令等を遵守し、社会規範に沿った行動をとることを最優先事項とする。また、コンプライアンスの遂行、監督を目的としてコンプライアンスに関する行動指針を制定し、当社グループに周知徹底を図る。

（3）法令及び定款違反その他コンプライアンス上問題がある事実についての発見者は、コンプライアンス行動指針に基づく方法により当社及び社外（顧問弁護士）に設置する当社グループの相談窓口へ報告を行う。当社グループは、通報内容を秘守し、通報者及び協力者等に対する不利益な取扱いを行わない。

（4）監査部は、業務執行部門から独立し、当社グループにおける業務の適正性及び効率性につき監視を行う。

（5）監査役は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

（6）当社は、子会社それぞれに監査役を派遣する等の方法により、子会社の内部統制に資する監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報等については、法令・社内規程等に基づき適切に保存・管理し、これらを閲覧できる体制を構築する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）当社グループは、企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、それぞれのリスクに対しリスクの発生を未然に防止するための手続、リスクの管理、発生したリスクへの対処方法等を規定した社内規程を制定し、リスクコントロールを図る。

（2）当社グループは、有事の際の損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、再発防止策を講じる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）当社は、取締役の職務権限を明確にするとともに、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会・経営会議等を開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定と業務執行の監督を行う。

（2）当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、組織体制、権限、業務分掌を社内規程等において明確にし、効率的な執行体制を整備する。また、子会社にも当社に準拠した体制を構築させる。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社における独立性を尊重しつつ、株主権の適正な行使を旨として、取締役や監査役の派遣等を通じて緊密な連携を図り、子会社における経営上の重要事項を報告させるとともに、内部統制に関する情報の伝達、共有化等が効率的に行える体制を構築する。

6. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループの財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

7. 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

（1）取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する従業員（監査役補助者）として、適切な人材を配置し、設備・施設を設置するとともに予算を策定する。

（2）取締役は、監査役補助者の適切な職務の遂行のため、人事（評価、異動等）に関しては、監査役の同意を得るものとする。

（3）監査役補助者は、他部門の職務を兼務せず、監査役の指揮命令に従うものとする。

8. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

（1）取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監査役会に報告する。

（2）監査役が、取締役会のほか重要な会議へ出席するとともに関係書類の閲覧を行える体制を整備する。また、当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役、監査役及び従業員は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査役に報告する。上記重要事項には、コンプライアンス及びリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含む。

（3）当社のコンプライアンス担当部局は、当社グループのコンプライアンス相談窓口へ報告された事項を、都度監査役に対して報告する。当社グループは、コンプライアンス行動指針に基づき、通報内容を秘守し、通報者及び協力者等に対する不利益な取扱いを行わない。

（4）監査役への報告が、誠実に洩れなく行われるため、書簡、メール、面談等により報告が十分になされる体制を整備する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）代表取締役と会計監査人は、監査役と定期的な面談を行う。

（2）取締役は、監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と子会社の関係者（取締役、業務執行者、監査役、内部監査部門等）との意思疎通、情報の収集・交換が行える体制を整備する。

（3）取締役は、監査役の職務の遂行に当たり、監査役が、必要に応じ弁護士等外部専門家との連携を図れるようにする等、監査環境の整備に努める。

（4）当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれを支払う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

＜反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方＞

当社は、「コンプライアンス行動指針」に「反社会的な活動や勢力に対しては毅然たる態度で臨み、利益供与は一切行わない。」ことを遵守事項として定めています。

＜反社会的勢力排除に向けた整備状況＞

1. 役職員の行動指針としての、上記行動指針に反社会的勢力排除に向けた指針を定めており、また、利益供与規制運用基準、不当要求対応マニュアル等を整備し、研修・教育の実施により、反社会的勢力排除への対応についての徹底を図っています。
2. 上記行動指針が記載されたカードを全役職員に配布し、周知徹底を図っています。
3. 本社総務グループを反社会的勢力対応の統括部署とし、情報の一元管理を行っており、警察及び弁護士等の外部機関との連携体制を構築し、反社会的勢力に関する情報を共有化しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
該当項目に関する補足説明	

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜適時開示体制の概要＞

当社は「適時開示委員会」を設置し、重要な会社情報について「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従い、公正かつ適時適切に開示する体制をとっています。

適時開示委員会は、社長が任命する情報取扱責任者を委員長とし、メンバーは広報、総務、IR、経理部門等、子会社情報を含め、全ての重要な会社情報が集約される部門長にて構成しています。同委員会では集約された会社情報について協議・検討を行い、適時開示の要否、開示内容、時期及び方法を決定しています。

また、重要な会社情報については「インサイダー取引規制規程」に基づき、情報管理の徹底を図っています。

重要な会社情報における決定事実・決算情報については、適時開示委員会における協議・検討を経て、取締役会の決議後、速やかに情報開示を行っています。なお、第1及び第3四半期決算情報については、適時開示委員会における協議・検討を経て、経営会議にて決議し、速やかに情報開示を行うこととしています。

発生事実については、状況に応じ、情報取扱責任者の判断で適時開示委員会の決定をもって速やかに開示、その後、取締役会へ報告することとしています。

情報開示の方法は、TDnetへの登録を行い、東京証券取引所内・兜クラブ及び東京商工会議所内・記者クラブへの資料投函を行うとともに、当社ホームページへの掲載を行っています。

【当社グループのコーポレートガバナンス体制】

